

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

- 1 日時
令和2年9月1日（火曜日）
午前10時0分開会、午前11時57分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、
工藤勝子議員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、千葉担当書記、星野併任書記、吉原併任書記、本間併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
中平県土整備部長、坊良副部長兼県土整備企画室長、田中道路都市担当技監、
佐々木河川港湾担当技監、菊地県土整備企画室企画課長、八重樫都市計画課総括課長、
紺野都市計画課まちづくり課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 委員席の変更
(2) 委員会調査について
(3) 継続調査（商工労働観光部関係）
「ヘルステック・イノベーション・ハブの運営状況について」
- 9 議事の内容
○ハクセル美穂子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。
鈴木併任書記は所用のため欠席となります。御了承願います。
これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議
を行います。
初めに、委員席の変更についてお諮りいたします。
今回委員の所属会派の異動に伴い、委員席につきましては現在御着席のとおりといたし
たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の9月の県外調査についてであります。お手元に配付しております令和2年度商工建設委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

次に、ヘルステック・イノベーション・ハブの運営状況について、現地に出向いて調査を行います。

なお、本日は閉会中の委員会であり、さきの6月定例会において、閉会中の継続調査事件として議決されているものに執行部の出席を求める案件がないため、執行部に対する出席要求は行っておりませんが、県土整備部から屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について発言を求められております。このため、現地調査終了後、議事堂に戻り、執行部の関係職員を入室させた上で委員会を再開し、発言を許したいと思っておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、バスで移動しますので、玄関前まで御移動願います。

〔「ヘルステック・イノベーション・ハブの運営状況について」現地調査を実施〕

○**ハクセル美穂子委員長** この際、県土整備部から屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について発言を求められておりますので、これを許します。

○**紺野都市計画課まちづくり課長** 現在屋外広告物条例等の改正案を検討しており、具体の基準は規則で定める予定のため、条例と規則の改正案をまとめたパブリックコメントを考えているところです。これに先立ち、屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について御説明申し上げます。お手元の配付資料により説明させていただきますので、配付資料の1ページをごらん願います。

初めに、1、屋外広告物制度の概要ですが、屋外広告物法等に基づき、本県におきましても良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物に対する規制や屋外広告物業の適正化のための指導等を行っています。

次に、2、改正の趣旨ですが、札幌市における看板が落下した事案や県内でも広告物の一部が強風の影響で破損、飛散した事案が発生しており、屋外広告物等の老朽化等による安全性の確保が全国的な課題となっております。こうした状況から、国では安全確保を目的とした屋外広告物条例ガイドラインの改正や安全点検に関する指針の策定を行っており、本県におきましても条例及び規則の改正を行い、より一層の安全対策を図ろうとするものであります。

次に、3、主な改正内容ですが、大きく三つあります。一つ目は、管理義務についてで

ございます。近年の自然災害の甚大化、県内での屋外広告物の破損、落下事案等から、管理の確実な実施が重要であることを踏まえ、屋外広告物を表示する者等は、必要な管理を怠らず、良好な状態に保持しなければならないことを条例に明記いたします。

2ページをお開き願います。二つ目は、点検についてでございます。屋外広告物等の所有者または占有者に対し、安全点検の実施を条例で義務づけます。また、許可を受けて表示、または設置する屋外広告物等については、許可期間更新申請時に点検結果の提出を条例で義務づけます。安全点検の概要をかいつまんで説明しますと、②、知事への点検結果の提出については、張り紙などを除く許可期間更新申請の対象となる全ての屋外広告物等が必要となります。このうち、一定規模以上の屋外広告物については、資格を有する者により点検を行ってもらうこととしております。

4ページをお開き願います。対象は、高さが4メートルを超え、かつ面積10平方メートルを超える屋外広告物等ですが、許可期間が6月以内のものを除くことといたします。また、点検者に求められる資格は、屋外広告士、職業訓練指導員免許所持者、建築士、屋外広告業の事業者団体が実施する広告物の点検に関する技能講習修了者とします。その他の屋外広告物については、資格は不要とします。

2ページにお戻りいただきまして、③、点検時期は許可期間更新前3月以内。④、知事への提出時期は許可期間更新時。⑤、点検箇所及び点検項目は、屋外広告物等の本体、支持部、取付部等の劣化及び損傷の状況等とします。

なお、屋外広告物等の分類別管理義務及び点検義務の内容につきましては、3ページの別表2のとおりとなっております。簡単に説明しますと、許可不要となるものや許可対象であり、許可期間が6月以内と短いものや、許可期間が長期であり、一定の規模を超えるか否か、そして張り紙などの簡易な広告物の五つに区分しまして、管理義務の要否、管理者設置の要否、有資格である管理者設置の要否、点検義務の要否、知事への点検結果提出の要否、有資格者による点検の要否についてマル・バツで示しております。④に区分される許可対象の屋外広告物等で、許可期間6月以内を除く、高さ4メートルを超え、かつ面積10平方メートルを超えるものについては、全ての項目への対応が必要となります。これに対して、①の許可不要で設置可能な屋外広告物等につきましては、管理義務と点検義務は課されるものの、それ以外の項目については対象外となるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、三つ目は管理義務違反行為に対する措置についてでございます。管理義務に違反する行為に対して、必要な措置を講ずるための命令を行うことができるよう、管理義務に違反する行為を措置命令の対象行為に追加します。なお、措置命令に従わない場合は、罰則が適用されることがあります。

次に、4、今後の予定ですが、改正案に対する県民の皆様からの多様な意見を考慮して意思決定を行うため、9月7日より1カ月間パブリックコメントを行います。11月には令和2年12月定例会に条例案の提案を行い、令和3年4月の条例施行を目指していく予定としております。

以上で屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）についての説明を終わります。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの報告に対して何かありませんか。

○高橋但馬委員 管理義務違反行為に対する措置についてということで、措置命令に従わない場合には罰則が適用されることがありますと記載があるのですけれども、罰則というのはどのようなものなのでしょうか。

○紺野都市計画課まちづくり課長 管理義務違反の場合に措置命令ができる規定にしまして、罰則でございますが、30万円以下の罰金でございます。

○軽石義則委員 この制度を導入することによってどのぐらいの対象物が県内にあり、業務量はどのぐらい発生するのか教えてください。

○紺野都市計画課まちづくり課長 令和2年4月から6月までの3カ月間の実績ですけれども、許可更新申請件数が632件ありまして、改正による有資格者による点検が必要となる点検は、この状態であれば3カ月間で94件と今のところなっております。現在も調査継続中ですので、今後の動向について注視していくところでございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって県土整備部からの報告を終了いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。